

受付番号 第 号
200年 月 日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号3番 答弁者 総務部長

質問事項 多重債務者への対応と自治体の姿勢

《質問要旨》

大きな社会問題となっている多重債務問題について、市の対応を問う。

多重債務者は全国に二百万人以上もいて自殺、夜逃げ、離婚、犯罪などの原因となっている。そこで、新たな多重債務者を作らない目的で、貸金業制度を抜本的に見直す関連法案が昨年12月、国会で成立した。

また、政府は昨年12月に多重債務者対策本部を設置、先の4月20日に公表した多重債務問題改善プログラムでは、住民に身近な自治体が多重債務者救済に積極的に取り組めば大きな効果が上がることから、自治体の積極的な取り組みを求めている。

「借りた人間が悪いのだ」という声も聞くが、これは明らかな間違い。借りた人に原因や問題があることも少なくないが、その人が悩んで自殺したり、ますます困窮していくことを放置していいわけがない。

多重債務者の中には、税金や国民健康保険の保険料、公共住宅の家賃、学校の授業料や給食費などを滞納している人が多いのが実態だ。多重債務が解決できれば、こうした滞納が解消する。最近ではサラ金会社から多重債務者が100万円単位の過払い金を獲得することが多く、滞納を一気に解消する事例が各地で報告されている。多重債務者を救うことは自治体への直接的なメリットもある。多重債務者救済の取り組みの予算額は少なくてもいい。少ない予算で大きな効果が上げられる施策に取り組まない姿勢があれば、非難されても仕方ない。

貸金業者への厳しい規制によって貸金業者の数が急激に減る情勢になっていることから、ヤミ金融や融資保証金詐欺などの悪徳業者にひっかかりやすくなっている。この面からも、自治体が多重債務者に解決法の道筋を示す必要性が高まっている。

政府の対策本部がまとめたプログラムでは「ていねいに事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」を第一に掲げている。しっかりとした多重債務の相談窓口を作ることが市には求められている。

1. これまで、全国の市町村の消費生活相談の窓口担当者に多重債務者から相談電話がかかってきたときは「他機関紹介」と呼ばれる対応をして済ませることが多かったようだ。多重債務者は、借金返済の督促に追われて精神状態が弱っている。電話番号を教えられただけでは、電話をして相談しに行くという行動に結びつくとは限らない。電話番号を教えるだけ、という冷たい対応はやめるべきだ。

鹿児島県奄美市などでは、駆け込んできた多重債務者に対して「大丈夫。助かりますよ」

と温かく語りかけているという。多重債務を解決するための手続きは、破産、個人再生、任意整理、特定調停、過払い金返還請求訴訟などメニューがそろっている。こういった方法があることが分かるだけでも多重債務者は希望の光が見えるという。だから、多重債務の状況を聞き取りながら、多重債務の解決法の概略を説明することが必要だ。

市の相談対応者のアドバイスによって、多重債務者が頭の整理がよくできていると、法律家に助けを求めた際もスムーズにことが運ぶ。弁護士会などを紹介する際は、そうした機関に確実につなぐ、という姿勢が重要だと言われている。弁護士会の電話番号を単に教えるのではなく、アポイントが取れたかとか、さらに「相談先でうまくいかないことがあったら、また電話をかけてください」と話しておくのがよいそうだ。

単なる「他機関紹介」から脱却すべきではないか。

2. 地方税や国民健康保険の保険料、学校の授業料、公営住宅家賃、水道料金などの滞納者には多重債務者が多いのが実態。だから、滞納者に対して督促をする担当者らは、相手が多重債務者であることが把握できることが多いという。生活保護の申請者にも多重債務者は多い。当然、申請窓口の担当者は申請者が多重債務者であることに気が付く機会が多くなる。夫と離婚して生活困難になっている女性の家庭や家庭内暴力が起きている家庭も多重債務で苦しんでいることが多いという。こういった相談に乗る福祉関係の担当者らも、相談相手が多重債務問題に直面していることを把握できる機会が多い。

滞納の督促をする担当者や生活保護の担当者らがソフトに聞き出して多重債務者であることを打ち明けてもらったら、市の相談窓口や弁護士会などの相談機関を紹介する。こういった対応がスムーズにできるよう、多重債務の相談窓口の部署、徴収関係の部署、福祉関係の部署で連携を取っていく必要がある。関係部所間で適宜、会議を開くなどして、連携の取り方を話し合ってもらいたい。奄美市や盛岡市、滋賀県野洲市など先進的取り組みをしている市ではこうした役所内ネットワークがフルに機能している。

役所内ネットワークをどう考えるか。導入あるいは構築してはどうか。

3. 多重債務の解決法や相談先の周知・広報を積極的に行うことが推奨されている。山県市は昨年2月の広報で3ページをさいて採り上げ、これは新聞でも評価された。

その後の広報はどのようなか。

4. 多重債務の解決法や相談先を解説した文章をチラシに掲載して、そのチラシを滞納の督促をする部署、生活保護の担当部署など多くの部署に備え付けておくことも簡単にできる。こうした部署に来た人が多重債務者であることが分かった場合はチラシをすぐに渡して、多重債務の相談場所に行ってもらおうようにするわけだ。こうした対応は盛岡市で実行されている。

山県市も実行してはどうか。

以前の議会で、チラシは県に要請するとの答弁でだったが、結果はどう反映しているのか。

5. これらの施策を行うために急がなければならないのは、職員への多重債務問題の研修である。多重債務相談の窓口の担当者はむろんのこと、税金などの徴収部門、生活保護などの福祉部門の職員にしっかりと多重債務問題を理解してもらわなければならない。弁護士や司法書士など多重債務問題に詳しい人を講師として招いて研修講座を開いてもらうこと、例

えば近隣の市町と共同して開催することも有意義だ。

政府の多重債務のプログラムは、県にも多重債務者対策本部とか対策協議会とかを作るよう要請している。市町村の職員への多重債務問題の研修は、県が市町村職員を集め、弁護士会や司法書士会に講師を派遣してもらって進めていくのが合理的だ。他市と足並みをそろえて、県にそのように要請していくことが必要だ。

近隣の連携や県への要請についてどう考えるか。

また、現在までの、市の職員の研修の実施状況はどのようなか。

6. 金融庁は6月16日に東京で、自治体向けの多重債務問題シンポジウムを開く。自治体が多重債務問題でどのように対応すればいいかを分かりやすく示したマニュアルが配布されて説明される予定だという。

市はこのマニュアルを一刻も早く入手して、多重債務対策に着手すべきではないか。

以上